

第1回総合計画等検討部会(富士見市都市計画マスタープラン) 各課意見に対する対応・回答等一覧

No.	資料名							関係課名	第1回部会時の都市計画マスタープラン関連資料の記述	意見・修正案(案)等	対応・回答等
	頁番号	章	節	項	目	段落	小段落				
1	資料4 ヒアリング各課回答まとめ 6-2 2 (2)							障がい福祉課	①市民の声を生かした公園づくりをすすめよう	障がい者の参画はあるのでしょうか？ 視覚障がい者・聴覚障がい者・車いすを使用している方など	公園整備の際には近隣住民を対象にした市民WSを実施しております。ただし、視覚障がい者・聴覚障がい者・車いす利用者の抽出を行っているものではありません。 また、富士見市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成25年3月12日)を制定し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、市が管理する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めています。
2	資料4 ヒアリング各課回答まとめ 6-3 ④ (1)							障がい福祉課	③身近な既存施設の活用・改善をすすめよう	視覚障がい者用に点字案内の活用や聴覚障がい者用に緊急ライトの設置について 施設の改善について具体的な表現は難しいでしょうか？	都市計画マスタープランは市の定める具体の都市計画についての体系的な指針となるように定めるものです。方針や考え方を示すものであるため、具体的な施設の改善計画を示すことはできません。 ただし、都市のバリアフリー化は本市においても課題であると考えています。頂いたご意見を参考に、都市のバリアフリー化への都市計画としての対応についての考え方を、関係部局と調整を図ったうえで、記述を検討してまいります。
3	資料5 富士見市都市計画マスタープラン 第1章～第2章(概要版) 4都市づくりの課題 6行目～							建築指導課	○住宅の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成しているため、市街化調整区域では、住宅開発を認める制度について、区域を縮小するなどの見直しを検討することが必要	都市計画法第34条11号の区域については、既存の集落のうち、道路・公共下水道等が整備された一定の区域において平成24年5月1日に指定し、平成31年4月1日に区域の追加指定を行った経緯から縮小の予定はなく、当面指定区域の見直しも行わないことから左記の記述は削除して頂くようお願いします。	市街化調整区域で住宅開発を認める制度(都市計画法第34条第11号区域)については、上位計画であるまちづくり埼玉プラン(平成30年3月 埼玉県)において、「区域を縮小するなどの見直しを進めます。」との方針が示されたところです。 11号区域については、地域に合った運用が当然に求められますが、本市においても将来的に人口が減少する状況を踏まえると、一定の人口密度を維持している集落等に限定(縮小)していく必要があるため、原案のとおりとします。